

## 家康—戦国から江戸へ—

大石学

### はじめに

- ①「慶長8年(1603)から慶応3年(1867)までの足かけ265年にわたる『徳川日本(Tokugawa Japan)』=『江戸時代』は、その大部分が、国内・対外的に戦争のない「徳川の平和 Pax Tokugawana」とよばれる「平和」「文明化」の時代として特徴づけられる(大石学『新しい江戸時代が見えてくる—『平和』と『文明化』の265年—』吉川弘文館、2014年)16世紀の約100年にわたる戦国時代は、多くの武将・英雄を生み出した。彼ら戦国の勝利者は、いうならば、より多く人を殺し土地を奪った人物たちであった。こうした価値が横行した戦国時代を克服し、『平和』の時代=江戸時代に入ると、これらの行為は犯罪とされた。武器は国家規模で管理され、唯一武器の保持を認められた武士たちも、自らの判断で勝手に武器を使用することは、禁止されたのである。この『平和』に注目することにより、江戸時代のイメージは、従来の近代社会との断絶面に注目する『封建制』すなわち、領主(武士)の抑圧・収奪面の強調から、近代との連続面を評価する『初期近代(アーリーモダン)』、すなわち近代の準備、近代化の第一歩と捉えられるようになったのである。たとえば、江戸時代の領主である武士は、兵農分離や転封政策によって在地性を失い官僚化し、領地の民衆(農民)とは、文書主義・契約主義など恣意がはたらきにくいシステムが形成された。民衆の一揆・騒動なども、領内不取締りとして御家断絶などの処罰の理由となるため、安全第一、御家第一の前例主義や横並び主義の官僚的支配が普及していった。しかも多くの武士たちは、自領地からの年貢ではなく、幕府や藩から蔵米(サラリー)を与えられて任務を遂行する存在となった。武士が権利として武力を発動する『チャンバラ』は、現実のシーンから消えていったのである。そして、この『徳川の平和』を基礎から支えたのが、『江戸の教育力』であった。『江戸の教育力』は、武力による問題解決を禁止し、訴訟裁判という解決方法を明示し、社会を『平和』『文明化』させた。江戸時代の武器不使用や教育普及にもとづく秩序維持は、世界を見てきた多くの来日外国人が高く評価するところである(大石学『江戸の教育力—近代日本の知的基盤—』京学芸大学出版会2007年、同『近世日本の統治と改革』吉川弘文館、2013年)⇒日本から世界への発信⇒日本型文明
- ②「近年、江戸時代のイメージが変わりつつある。それは、「未開の貧困時代」「抑圧的な封建時代」という「前近代」イメージから、「文明化」イメージへの変化である。それは、250年以上、国内でも、外国とも戦争のない長期の「平和」を実現した時代、リサ

イクルなど物を大切に、環境に配慮した時代、共同性・共同機能がよく維持された時代などへの関心・注目にもとづく変化である。当時、世界各地を見て、この極東の小国に到達した多くの外国人たちが、江戸の「平和」「秩序」「文明」を高く評価したことも、この変化を促進した。江戸イメージの変化の背景には、今日、欧米が主導する近代文明が、激甚災害の多発化、パンデミックの流行、資源エネルギー・環境・人権・格差・核・戦争など諸問題の噴出により、その内部と外部から危機を深刻化させている状況がある。これに対する日本的な危機意識の表出が、江戸時代の見直しや再評価の一因になっている。さて、江戸時代の「平和」を考えるさい、それが同時代に先行する100年に及ぶ「戦国時代」を克服して達成されたことに注目したい。すなわち、武力による紛争解決、武器所有による個や共同体の維持救済などの戦国的意識・習慣から、武器の国家管理、法にもとづく紛争解決、武力による現状変更の禁止など、江戸的「平和」「秩序」の制度・システムへの転換である。換言すれば、「人を殺すほど、土地を奪うほど英雄やヒーローになる」という価値観から、「人を殺せば、人の物を奪えば、公権力・国家権力により法に基づき罰せられる」価値観への大転換である。では、この転換と長期の「平和」は何によって実現されたのか。さまざまな要因が考えられるが、その基本は「江戸の教育力」と言える。「江戸の教育力」による個性の獲得やリテラシーの向上、コミュニケーション能力の強化などによる新たな価値の創出・共有は、紛争の「平和」的解決や、集団・組織の安定的運営、文化・学問の発展などに大きく寄与した。そして、その成果は、今日、国内のみならず世界的にも「和風」「日本風」「EDO TOKUGAWA JAPAN」として知られている。今日、日本と世界は、近代化・グローバル化の先に、どのような未来を構想するのか、厳しく問われている。江戸時代の歴史的位置を現代の日本的視野(個別的価値)と世界的視野(普遍的価値)から、あらためて検討する作業は新たな未来像・世界像を構築するうえで大きな意義をもつものといえる」

- ③「平和」の達成＝「なかぬなら殺してしまへ時鳥(ほととぎす)(織田右府) 鳴かずともなかして見せふ杜鵑(ほととぎす)(豊太閤) なかぬなら鳴まで待よ郭公(ほととぎす)(大権現様) 江戸時代後期、肥前平戸(長崎県)藩主の松浦静山が著した随筆『甲子夜話』(1821起筆)所収のこれらの句は、戦国時代を代表する三人の武将の個性や、歴史的役割をあらわす句として知られています。室町幕府や朝廷、寺院、神社など古い権威にチャレンジした織田信長(1534～82)、さまざまな創意工夫と策略で日本を統一した豊臣秀吉(1537～98)、そして二人の仕事をうけついで完成させた徳川家康(1542～1616)という、戦国時代を終わらせた三人をたくみに詠んでいます。また、『織田がつき、羽柴がこねし天下餅、すわりしままに食うは徳川』という歌もあります。江戸後期の落首をもとにしたといわれますが、信長と秀吉が一生懸命つくった成果を、家康が苦勞せずに入れたというものです。彼らの生年やや活躍の時期を見ると、このような見方もできるかもしれません。『ホトトギス』も『天下餅』も、いずれも作者は不明ですが、さまざまなバリエーションの句が見られ、人々の間に広まっていたことが知られます。いずれにしても、彼らはリレーを

するように、戦国時代に幕を下ろし、春を告げるホトトギスを鳴かせ、『平和』(天下泰平)という餅をつきあげたのです。しかし、ホトトギスの声を聞き、餅を食べたのは、家康だけではありませんでした。265年にわたる江戸時代、人々もまた『平和』の恩恵を受けたのです。江戸時代というと、みなさんは合戦にあけくれた戦国時代にくらべて、地味で面白味のない時代にうつるかもしれません。しかし、あらためて考えてしょう。もし、みなさんが家族や友人といっしょに、じっさいにタイムトラベルして、ある時代で生活するとしたら、合戦が日常的に行われている戦国時代に行きたいでしょうか。他方、目を転じて、文明の最前線にある今日の世界を見ても、いまだ戦争やテロなどにより、多くの命が失われる現実が存在します。こうしてみると、徳川家康が開いた265年におよぶ『平和』の江戸時代が、魅力あふれる時代に見えてきます。この時代、庶民は刀、鎧、弓などの武器をもつことを禁止されました。鉄砲は農具としてのみ許可され使用されました。また、独占的に武器をもつことを許された武士たちも、その勝手な使用は禁止されました。指摘な決闘(戦争)=武力の問題解決は、社会的に封じ込めにされてのです(大石学『新しい江戸時代が見えてくる』pp.8~9)

## I 日本近世の歴史的位位置

### 1. 江戸時代(1603~1867)

①100年以上の戦国時代⇒250年以上の「平和」の時代=「徳川の平和」(Pax Tokugawana パクストクガワナ)=「国内」「東アジア地域」「世界」への平和的対応と秩序維持  
レオン・ロッシュ(仏国公使)「(将軍家茂宛)上書」(『匏庵遺稿1』続日本史籍叢書、1975年、東大出版会)「二百五十年の間、国内泰平にして目に干戈を見さるの洪福を保てるは、世界に聞たる例なき所なり」(p.167)

②「平和」を基礎から支える「江戸の教育力」「教養力」(リテラシーの高さ)+「笑い」⇒  
「武力」「力」から「法」「文明化」へ=未開から文明へ(貨幣経済の進展、文字普及など)

③自然との共生、共同性の維持⇒環境・資源・エネルギー・格差・貧困への警告  
⇒「欧米文明」の行き詰まり=「明治維新史観」の再検討  
⇒合理化・文明化・[日本型]近代化/時代劇の変化-「チャンバラ」から「現代劇」へ

④畿内「首都」の古代・中世から江戸・東京「首都」の近世・近代⇒列島社会の構造転換

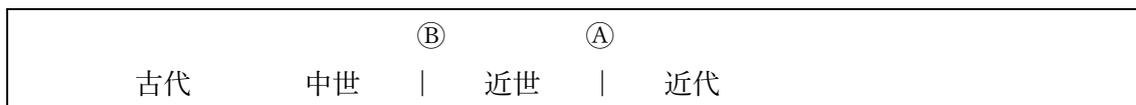
▽大石学『時代劇の見方・楽しみ方—時代考証とリアリズム—』(吉川弘文館、2013年)

▽大石学『新しい江戸時代が見えてくる—「平和」と「文明化」の265年—』(吉川弘文館2014年)

▽大石学『敗者の日本史16・近世日本の勝者と敗者』(吉川弘文館、2015年)

▽大石学『今に息づく江戸時代—首都・官僚・教育—』(吉川弘文館、2021年)

## 時代区分論



⇒Ⓐ明治維新を画期＝近世は「前近代」＝近代との断絶面に注目

Ⓑ戦国動乱を画期＝近世は「初期近代」＝近代との連続面に注目

⇒Ⓑ「江戸首都論」の視点＝畿内首都から江戸東京首都へ（駿府首都論）

近世江戸城下町の成立

①天正 18 年(1590)関東入国⇒「兵農分離」（武士の城下町集住）＝「通勤」

②武士の官僚化＝「通勤」「御家人へ仰渡されしは、此度給はりし銘々が采邑に、手軽く陣屋を作り妻子を置、その身ばかり御城へ通勤すべしとて」（『徳川実紀』第 1 篇）

## 2. 時代劇の変化から－「チャンバラ」から「現代劇」へ－

①伝統＝チャンバラ（様式美）、ヒーロー、勧善懲悪、お約束→水戸黄門、暴れん坊将軍、遠山金四郎など

②斬り合いのない時代「帯刀した者たちの間で流血事件が起きたと耳にするのはめったになく、この国の人間の性来の善良さと礼儀正しさを存分に物語っている」（E・スエンソン『江戸幕末滞在記』P.74、デンマーク人、フランス海軍士官として 1866 年来日）

③使われない刀

a 「日本という国は、あらゆる文明国の中でも、武器を持つ習慣が最も広まっている国であるので、その危険な習慣の不都合を出来るかぎり避けるために、厳しい規則を採用せざるを得なかった。正当防衛以外の場合でなければ、路上で何人も刀をぬけば、決まってこの上なく重い罪に問われるのである……槍の刃先、銃の銃口さえもが丁寧に鞘に包まれているのは、平和時に、なんなれと武器を人の目に曝すことを禁じている厳しい禁止命令のためなのである。敵国に遠征するときにしか鞘は外されないのである」（ルドルフ・リンダウ『スイス領事の見た幕末日本』P.162、プロシヤ生まれの外交官、1861 年から 3 度来日）

b 「すべての地役人ならびに身分の高低にかかわらず、幕府の役人は同じような二本の刀を携えている。うち一本は本人のもの、もう一本はお役目用の刀と呼ばれ、そちらのほうが長いのが常である。両方を同じ側の帯に差すが、互いに少し交差させている。役人が部屋に入って坐る時は、通常、お役目刀を脇に置くか前に置く」（ツェンベリー『江戸参府随記』P.257、1775 年来日、スウェーデンの植物学者）

c 「日本人の間では、汚名を蒙り屈辱を受けた場合には、自殺をするのがふつうのことである……すべて死よりも恐ろしい不名誉に陥ることを避けるためには、常に自殺のための道具を手許に用意しておくことが絶対に必要なことである」（イザーク・ティチング『日本風俗図誌』新異国叢書、雄松堂書店、1970 年、PP.258～259、1779 年来日のオランダ人）

- d 「両刀を差す権利について考えてみるに、人は何と言おうとも、私にはこの権利にそう大した区別があろうとも思われない。その証拠に幕府の鍛冶工や、大工さえも二本の刀を差しているのではないか。日本の警吏にいたっては言語道断だ、我々はむしろ警吏は全然ないと言いたい……すなわち警察の機能は、騒動とか犯罪を、強力をもって防遏ぼうあつするというよりは、これを未然に防止するように仕組まれている」(リッダー・ホイセン・ファン・カッテンディーケ『長崎海軍伝習所の日々』1860年序文、平凡社東洋文庫、1964年、P.64、1857年来日、オランダ海軍)
- e 「二本の刀を帯びる特権は日本人の名誉と威厳の考え方に結びついている。長い刀は戦の際の武器で、親しい人間の家では体から離すのが礼儀である。短い刀は専ら自殺用の武器である。それ故友人の家を訪れた際にこれを身につけていても何等無礼ではない」(C・モンブラン『モンブランの日本見聞記』新人物往来社、1987年、P.38、1862年来日、フランス人)
- f 「刀を使用することは、戦争のとき以外は厳しく禁じられている……ガニビルジスすなわち警察官は、刀のほか、把手のついた短い棒〔十手〕を持っている。これで抵抗する犯人が手にする武器をたたきおとすのである。槍その他の武器の先端は鞘におさまっている」(ペーター・ベルンハルト・ヴィルヘルム・ハイネ『ハイネ世界周航日本への旅』新異国叢書、雄松堂書店、1983年、PP.237～238、1853年ペリーとともに来日、ドイツ系アメリカ人)
- ④大名行列ー「行列はみな声を立てずに動いて行くが、身分の高い人の行列にあっては、前に行く先触れが『下にいる』Sitaniro、つまり『膝まずけ』と叫ぶ。それと同時にすべてての者が平伏するのである。しかし、われわれが大名行列に何度も出会ったことがあるけれども、これは一度も見なかった習慣であった。民衆は恐れて道を避けるが、この権力者をさほど気にしていないのが常であった。われわれの見たところでは、大部分の者は平然と仕事をしていた」(ドイツ人画家ベルク著『オイレンブルク日本遠征記』上、p.107、1852年来日、オイレンブルクは駐日ドイツ公使)
- ⑤高札に集まる庶民ー識字率の高さ
- ⑥江戸時代の女性像の変化→抑圧された女性像から自立的・社会的な女性像へ
- a 離婚をする女性＝イ夫の追い出し離婚(専権離婚)説から熟談離婚説へ＝一方的な離婚申し渡しから再婚許可証へ(高木侃『三くだり半』平凡社選書1987年)／口亀田藩岩城氏2万石(出羽国)嫁入り・婿入りの男女の区別なく約3割が「不縁」(家に合わない)として実家に帰される。家族内に男性がなく「後家」と記された3事例すべてが1度名前人として迎え入れた男性を不縁にしている。なかには13年間に夫、養男子、その嫁など9名を次々に迎え入れ離縁した場合も「これらの事実は、村方が「後家」の意思を尊重し、各家の存続を図っていたことを示す。近世農村社会が男尊女卑の社会だったと速断することはできない(今野真「村方・家文書に見る生活史料ー東北ー留書帳と人別帳から見た農村女性観ー」『地方史研究の新方法』八木書店2000年)

- b 知行権をもつ武家女性＝伊盛岡藩と仙台藩の家臣の家では近世中期まで女性による相続が存続、18世紀半ばまで男系相続は貫徹せず（柳谷慶子「女性による武家の相続」長野ひろ子他編『ジェンダーで読み解く江戸時代』三省堂 2001年）／ロ東北地方においては「家付き娘」が婿養子を迎えても数年の間は当主の座にすわり、その後家督を譲る「姉家督」相続があった（柳谷慶子『近世の女性相続と介護』吉川弘文館 2007年）
- c 財産権（家相続）と庶民女性－幕末期庶民の家ではたとえ家に男性がいても女性が長期間相続人になる事例が少なからず見られる（大口勇次郎「近世後期における農村家族の形態」女性史総合研究会編『日本女性史』3、1982年）
- d 駆け込みする女性－亀田藩岩城氏2万石、出羽国由利郡平岡村の女性が藩の家老邸に、隣村の男性のもとに嫁ぎたいと駆け込む。娘に別の縁談が持ち上がり、それを拒否するための駆け込みとみられる、村方は彼女の望みに任せたいとして、身柄の引き受けを願い出る。好きな男性と添いたいと駆け込んだ女性と、それを認める村方の対応から見ると、近世農村社会は女性の自己主張を受け入れる一面をもっていた（今野真「村方・家文書に見る生活史料」『地方史研究の新方法』）
- e 事件を起こす女性－相模国高座郡上溝村において女性のかかわる事件は、心中、不倫、かけおち、蒸発、傷害、非行・捨子、金銭騒動、夫婦喧嘩など。これらの例を見る限り、封建制度下の女性が忍従を強いられたという思い込みは破られ、かなりしたたかに奔放に生きていたのを知る。これは、農村女性が自らの労働により家を支えていた強みのゆえか（長田かな子「村方・家文書に見る生活史料－関東」『地方史研究の新方法』）
- f 手習い（寺子屋）師匠－明治6年（1873）東京府調査『開学明細書』－私塾・家塾 1000のうち女師匠 85名（9%）、傭い教師 210名のうち女性 7名（3%）、筆道、英学、読み書き、支那学、漢学、算学、皇学などを教授（大石学『江戸の教育力』）
- g 農家の労働力として h 旅をする女性、芸をする女性 i 儀礼・家政に関わる女性
- h 外国人が見た女性＝イ「しかし日本の女性が、世界の中で自分たちが一番虐待されていると思っているなどと想像してはいけない。それどころか、おそらく東洋で女性にこれほど多くの自由と社会的享樂とが与えられている国はないだろう。一夫多妻制は許されていない。また、われわれが知ることのできるかぎりでは、女性の地位は東洋よりも、むしろ西洋で彼女たちが占めているところに近い。彼女たちは世間では正式の妻として尊敬され、その子供たちは、その家族に属する権利、財産は何によらずみんな相続する。この国では『家族』がきわめて重んぜられているので、国の法に合ったすべての権利は彼女たちに属している。その結果、婚姻の縁組は両親にとっては慎重に考慮すべき事柄で、立派な配偶が大いに要望される。そこでこれらの女性は隔離されることなく、劇場にも、食事にも、遊山にも、また草花の展示会にさえも出かけ、思うままに振舞うのである。彼女たちは水上の遊樂が大好きで、またギター（三味線のこと）に堪能である……女性たちは踊りも達者だということである」（ローレンス・オリファント『エルギン卿遣日使節録』pp.1056、オリファント 1858年来日、イギリ

ス公使館第一書記官) / ロ「子供たちが男女を問わず、またすべての階層を通じて必ず初等学校に送られ、そこで読み書きを学び、また自国の歴史に関するいくらかの知識を教えられるといっている。もっとも賤しい農夫でも教育を受けることが必要だという考えは、少なくとも、この程度まで行なわれているのである」(『エルギン卿遣日使節録』P.162) / ハ「日本に於ける女子の地位は、世界の大抵の国とは異れり。女子は何等の汚辱なく、清き結婚生活を送り、女子は適當の年齢に達するまでは両親の膝下に愛育せらる。余は三四歳の数多の少女の余念もなく嬉戯しつゝあるを見たり」(デー・エフ・レンニー、イギリス軍医『北支那及び日本に於けるイギリス軍、1860年の北京、1862年の鹿児島』上海にて刊行、大日本文明協会編『欧米人の日本観』上1907年、PP.775~776) / ニ「日本人は街上を歩行しつゝあるものと雖、頗る礼讓に富み、通常アナタ、オハヨーと挨拶す……日本の貴女は其態度習慣多く支那の女とは異れり。支那の貴女にありては、外人を見るや否や逃げ去るを以て礼となせども、日本にありては吾人と遇ひたればとて聊かも恐怖の状を示さず、平然として常と異なることなし。茶屋にては、女子は微笑を以て来り、吾人のまはりに集ひて衣服などを験ためし、時には握手することをさへ学べり」(ロバート・フォルチューン『江戸及び北京』イギリス人植物学者 1860年と1861年に来日『欧米人の日本観』前出1907年 p.782)

### 3. 私見 (大石学『近世日本の統治と改革』吉川弘文館、2013年)

#### ①権力構造論

- a 大石編『江戸時代への接近』(東京堂出版、2000年)「江戸時代=『平和』の中の300年は、統一的国家体制が整備され、民間社会が成熟し、列島の均質化が大いに進んだ時代であった。そして、この変化こそ明治時代以後の日本の展開の重要な前提となったのである。現代日本の政治的・社会的問題となっている東京一極集中や官僚指導、あるいは社会の均質化などの諸現象は、江戸時代以来の400年という長い時間の中で形成されてきたものといえるのである」
- b 大石編『近世国家の権力構造—政治・支配・行政—』(岩田書院、2003年)「近世国家権力は、中世権力の多元性・分散性を克服するとともに、近代国民国家の一元的権力を準備するという歴史的位ににあった。近世権力の特徴は古代・中世を通じて展開してきた天皇・公家・寺社・武士などの諸勢力が將軍を中心に国家的規模で編成されたことにある」
- c 大石「日本近世国家における公文書管理—享保の改革を中心に—」(歴史人類学会編『史境』第36号、1998年)「近世国家・近世社会は、かつて克服すべき対象であった『封建遺制』を生み出した母胎としてではなく、あらたな克服対象となった『近代』を生み出した母胎として、あらためて検討されつつある」
- ②鎖国論—大石『江戸の外交戦略』(角川選書、2009年)「[国家—国民]の関係から鎖国』を見直すならば、新たな評価が可能となる。すなわち、日本史上はじめて国家が対外関係において国民を管理する時代が到来したということである。今日、私たちは外国に出かけ

るさい、パスポートを通じて出国を申請し許可され、帰国のさいにも同様の手続きを行う。国家が国民の出入国を管理するシステムである。たとえば、治安や疫病などが著しく悪化した地域への国民の出入りを国が制限することもありうる。こうした〔国家－国民〕関係の原型を、『鎖国』に見ることができるのである……江戸幕府は、日本史上初めて列島規模で国民を管理した権力であった」

- ③享保改革論－「大きな政府」公共機能・国家機能の拡大、官僚制の整備／大石『吉宗と享保の改革』（東京堂出版、1995年）、『享保改革の地域政策』（吉川弘文館、1996年）／編『日本の時代史16・享保改革と社会変容』（同前、2003年）、大石『徳川吉宗－日本社会の文明化を進めた将軍－』（日本史リプレット人、2012年）、大石『近世日本の統治と改革』（前出）
- ④官僚制論－編『近世藩制・藩校大事典』（吉川弘文館、2006年）／『大岡忠相』（人物叢書、吉川弘文館、2006年）／編『高家前田家の総合的研究－近世官僚制とアーカイブズ－』（東京堂出版、2008年）／編『江戸幕府大事典』（吉川弘文館、2009年）→幕府官僚制と大名の官僚的性格
- ⑤公文書論－編『近世公文書論－公文書システムの形成と発展－』（岩田書院2008年）
- ⑥江戸首都論－大石『首都江戸の誕生－大江戸はいかにして造られたのか－』（角川選書、2002年）、編『近世首都論』（岩田書院、2013年）、監修『首都江戸と加賀藩－江戸から地域へ、地域から江戸へ－』（名著出版、2015年）⇒近世国家内政・外交の中心
- ⑦首都圏論－編『多摩と江戸－鷹場・新田・街道・上水－』（たましん地域文化財団、2000年）／監修『高家今川氏の知行所支配－江戸周辺を事例として－』（東京学芸大学近世史研究会調査報告、名著出版、2002年）／監修『千川上水・用水と江戸・武蔵野－管理体制と流域社会－』（同2、名著出版、2006年）／監修『内藤新宿と江戸－首都江戸と周辺の結節点の視点から－』（同3、名著出版、2010年）、監修『江戸周辺の社会史－「江戸町続き論」の試み－』（同4、名著出版、2010年）
- ⑧教育・リテラシー論－大石『江戸の教育力－近代日本の知的基盤－』（pp.2～3）
- ⑨家・家族論－庶民の「家」の成立（単婚小家族）－「家族」「家系」「家業」「家産」「家墓」「家訓」「家風」、宗門人別改帳／大石「生活文化から見た江戸時代－大河ドラマ『篤姫』の時代考証を通じて－」（全国家庭科教育協会『家庭科』平成20年度3号、2008年）
- ⑩村町－領論－公的・国家的性格（太閤検地、村切り、村請制）＝大石「伊勢国文祿検地の基礎的研究」（『徳川林政史研究所研究紀要』昭和57年度、1983年）－国家による村の掌握／大石「近世江戸周辺農村の機能と性格－武州野方領の分析を中心に－」（『徳川林政史研究所研究紀要』昭和56年度、1984年）－村を越えた結合（組合）
- ⑪社会論－日本型社会の形成（大石「外国人が見た近世日本と日本人－日本型文明社会の成立と発展－」竹内誠監修『外国人が見た近世日本－日本人再発見－』角川学芸出版、2009年）、大石『今に息づく江戸時代－首都・官僚・教育－』（吉川弘文館、2021年）⇒「筆者は日本近世について……日本型社会・日本型システムと呼ばれる今日の日本社会の特質

を生み出した時代として位置づけている。これは、日本近世・近代が成立・発展期させてきた日本型社会・日本型システムが、今日グローバル・スタンダードのもとで、変質・解体しつつあるという認識にもとづいている」(大石学「世界史のなかの江戸」(歴史学会『史潮』第67号、2010年)＝現代の断絶から連続へ

## ⑫身分制＝「差別・抑圧」から「役」「役割」「役割(分業)」の士農工商へ

### a 武士(士)

i 「一体武士は国家を治むる役目なる」(文化13年(1816)序『世事見聞録』)

→武士は国家を治めるのが役目(政治)

ii 「四民の中別て士たる人、芸術・文武の用、其備え身になくしてハ士ニして士ニあらず…唯心におこたりなく、さしあたる職役の内ニも志深キを以、誠の士とやいはん」(享保6年(1721)田中丘隅『民間省要』)→学問と武道を身につけ、まじめに仕事をするのを真の武士という

b 農民(農)「農人は天地生殖の財を主どる、田畑を開て八穀を、布桑麻を植、山に入て、薪をとり、野に趣ては萱をかり、総て山野河海の食物を取つて、天下の衣食に勞す」(室鳩巢『不亡抄(ふぼうしょう)』)→農民は、天地に生まれる財産を担当する。田畑を開墾して、さまざまな穀物や綿桑麻を植えて、山に入って薪を取り、野に出かけ萱を刈り、すべて自然の食べ物を収穫して、世の中の衣食をつくる

c 職人(工)「工人は天地器用の材を掌る、金鉄大木の類に接り、其材を用農具を出し、兵仗を作り、衣類を織り、室宅をいとなみ、総じて万の器を作り、天下の用に勞す」(同)→職人は、自然物を担当する。金、鉄、大木などに接し、それらを用いて農具を作り、武器を作り、衣類を織り、家を作り、すべての物を作り、世の中の役に立てる

d 商人(商)「商人は天地の偏倚をたすけ、有を省て無を補ふ、余り有を取て不足に與へ、総じて天下の財を遍して、天下に其化育を蒙しむ」(同)⇒商人は社会のかたよりを直し、物の有るところから無いところに、余った所から足りない所へ与え、総じて世の中の財産を広く配って、社会を豊かにする

⇒仕事と身分・国家＝士・農・工・商ともに「天地」「天下」にかかわる仕事と説明、「家」を単位に身分ごとの仕事が社会的・国家的役割をもっていた

## ⑬女性⇒抑圧された女性像から自立的・社会的な女性像へ

### a 離婚をする女性

i 夫の追い出し離婚(専権離婚)説から熟談離婚説へ＝一方的な離婚申し渡しから再婚許可証へ(高木侃『三くだり半』平凡社選書、1987年)

ii 亀田藩岩城氏2万石(出羽国)－嫁入り・婿入りの男女の区別なく約3割が「不縁」(家に合わない)として実家に帰される。家族内に男性がいなくなり名前人が「後家」と記された3つの事例のすべてが1度名前人として迎え入れた男性を不縁にしている。なかには13年間に夫、養男子、その嫁など9名を次々に迎え入れ離縁した場合もある。これらの事実は、村方が「後家」の意思を尊重し、各家の存続を図っていたことを示す。近世農

村社会が男尊女卑の社会だったと速断することはできない（今野真「村方・家文書に見る生活史料－東北－留書帳と人別帳から見た農村女性観－」『地方史研究の新方法』八木書店、2000年）

b 知行権をもつ武家女性

i 盛岡藩と仙台藩の家臣の家では、近世中期まで女性による相続が存続、18世紀半ばまで男系相続は貫徹せず（柳谷慶子「女性による武家の相続」長野ひろ子他編『ジェンダーで読み解く江戸時代』三省堂、2001年）

ii 東北地方においては、「家付き娘」が婿養子を迎えても数年の間は当主の座にすわり、その後家督を譲る「姉家督」相続があった（柳谷慶子『近世の女性相続と介護』吉川弘文館、2007年）

c 財産権（家相続）と庶民女性－幕末期庶民の家ではたとえ家に男性がいても女性が長期間相続人になる事例が少なからず見られる（大口勇次郎「近世後期における農村家族の形態」女性史総合研究会編『日本女性史』3、1982年）

d 駆け込みする女性－亀田藩岩城氏2万石、出羽国由利郡平岡村の女性が藩の家老邸に、隣村の男性のもとに嫁ぎたいと駆け込む。娘に別の縁談が持ち上がり、それを拒否するための駆け込みとみられる、村方は彼女の望みに任せたいとして、身柄の引き受けを願い出る。好きな男性と添いたいと駆け込んだ女性と、それを認める村方の対応から見ると、近世農村社会は女性の自己主張を受け入れる一面をもっていた（今野真「村方・家文書に見る生活史料」『地方史研究の新方法』）

e 事件を起こす女性－相模国高座郡上溝村において、女性のかかわる事件は、心中、不倫、かけおち、蒸発、傷害、非行・捨子、金銭騒動、夫婦喧嘩など。これらの例を見る限り、封建制度下の女性が、忍従を強いられたという思い込みは破られ、かなりしたたかに奔放に生きていたのを知る。これは、農村女性が自らの労働により家を支えていた強みのゆえか（長田かな子「村方・家文書に見る生活史料－関東」『地方史研究の新方法』）

f 手習い（寺子屋）師匠－明治6年（1873）東京府調査『開学明細書』－私塾・家塾1000のうち女師匠85名（9%）、傭い教師210名のうち女性7名（3%）、筆道、英学、読み書き、支那学、漢学、算学、皇学などを教授（大石学『江戸の教育力－近代日本の知的基盤－』）

g 農家の労働力として・旅をする女性、芸をする女性・儀礼・家政にかかわる女性

h 外国人が見た女性

i 「しかし日本の女性が、世界の中で自分たちが一番虐待されていると思っているなどと想像してはいけない。それどころか、おそらく東洋で女性にこれほど多くの自由と社会的享樂とが与えられている国はないだろう。一夫多妻制は許されていない。また、われわれが知ることのできるかぎりでは、女性の地位は東洋よりも、むしろ西洋で彼女たちが占めているところに近い。彼女たちは世間では正式の妻として尊敬され、その子供たちは、その家族に属する権利、財産は何によらずみんな相続する。この国では『家族』がきわめて重

んぜられているので、国の法に適ったすべての権利は彼女たちに属している。その結果、婚姻の縁組は両親にとっては慎重に考慮すべき事柄で、立派な配偶が大いに要望される。そこでこれらの女性は隔離されることなく、劇場にも、食事にも、遊山にも、また草花の展示会にさえも出かけ、思うままに振舞うのである。彼女たちは水上の遊樂が大好きで、またギター（三味線のこと）に堪能である……女性たちは踊りも達者だということである」（ローレンス・オリファント『エルギン卿遣日使節録』pp.105～106、オリファントは1858年来日、イギリス公使館の第一書記官に任命される）

- ii 「子供たちが男女を問わず、またすべての階層を通じて必ず初等学校に送られ、そこで読み書きを学び、また自国の歴史に関するいくらかの知識を教えられるとっている。もっとも賤しい農夫でも教育を受けることが必要だという考えは、少なくとも、この程度まで行なわれているのである」（『エルギン卿遣日使節録』P.162）
  - iii 「日本に於ける女子の地位は、世界の大半の国とは異れり。女子は何等の汚辱なく、清き結婚生活を送り、女子は適當の年齢に達するまでは両親の膝下に愛育せらる。余は三四歳の数多の少女の余念もなく嬉戯しつゝあるを見たり」（デー・エフ・レンニー、イギリス軍医『北支那及び日本に於けるイギリス軍、1860年の北京、1862年の鹿児島』上海にて刊行、大日本文明協会編『欧米人の日本観』上、1907年、pp.775～776）
  - iv 「日本人は街上を歩行しつゝあるものと雖、頗る礼讓に富み、通常アナタ、オハヨーと挨拶す……日本の貴女は其態度習慣多く支那の女とは異れり。支那の貴女にありては、外人を見るや否や逃げ去るを以て礼となせども、日本にありては吾人と遇ひたればとて聊かも恐怖の状を示さず、平然として常と異なることなし。茶屋にては、女子は微笑を以て来り、吾人のまはりに集ひて衣服などを験ためし、時には握手することをさへ学べり」（ロバート・フォルチューン『江戸及び北京』イギリス人植物学者、1860年と61年来日、大日本文明協会編『欧米人の日本観』上、1907年、p.782）
- ⑭明治維新論⇒「西高東低」史観の克服、官僚革命論＝a『新選組－『最後の武士』の実像－』（中公新書、2004年）／b編『19世紀の政權交代と社会変動－社会・外交・国家－』（東京堂出版、2009年）／c『近世日本の統治と改革』
- ⑮時代劇論－編『時代考証の窓から－篤姫とその世界－』（東京堂出版、2009年）、大石『時代劇の見方・楽しみ方』（吉川弘文館、2013年）

## II 「江戸首都論」

### 1. 江戸首都論

①徳川家康の認識「この戦（関が原合戦）終て後しばし大坂の西丸におはしまし……さるにてもまづ御居城をばいづくに定め給はむか、江戸をもて其所となされむかと御意見を訪はしめ給ふ、中納言御答には、某年若くして何のわきまへか候べき、天下を經理せむにさりぬべき所をもて居城と定め給ふべきか、しかればいづれも盛慮にまかせらるべ

しとなり。よて遂に江戸をもて御本城となし、秀頼をば大坂に居らしめ、摂津・河内の両国を授けられぬ」(『徳川実紀』①234) / 「江城は政令の出る所、天下諸侯朝覲の地なり」(『徳川実紀』①607)

②徳川吉宗の認識「もと隔年参勤の起りは、大猷院殿のころまで、府内ものさびしきさまにて国都の體を得ざりし故、当時の宰臣等、唯府内にぎはふべき為にはからひしこと(『徳川実紀』⑨252)

③勝海舟の認識—明治元年(1868)3月13、14日の西郷との会談「大政返上之上は、我が江城下は、皇国の首府なり……今日天下の首府に在て、我が家之興廢を憂て一戦、我が国民を殺さむことは、寡君決て為さざる所(『勝海舟全集1・幕末日記』p.35)

## 2. 江戸の首都機能

①全国約260藩の上中下屋敷が存在(全国都市)

②外交の中心

a [朝鮮] 通信使—将軍代替わりや慶事にさいして朝鮮国王が将軍に派遣

b [琉球] 慶賀使・謝恩使—将軍・琉球王の代替わりごと「江戸上り」

c [オランダ商館長] 出島商館の商館長の江戸参府

## 3. 来日外国人の江戸認識

①ケンペル(ドイツ人医師、1690~92滞在)『江戸参府旅行日記』平凡社東洋文庫「街道には、旅行者に進み具合がわかるように里程を示す標柱があつて距離が書いてある。江戸の代表的な橋、特に日本橋つまりヤープンの橋と名付けられている橋を一般の基点としているので、旅行中自分たちがこの橋また首都からどれだけ離れているかを、すぐに知ることができる」

②申維瀚(享保4・1719通信使に随行)『海游録』(平凡社東洋文庫)「家康のときから、都を江戸に移し、摂津州は三分して、その二は湯沐(知行地)の奉に属し、大阪は旧都としてわずかな地となった」(122頁)

③ツンベルク(スウェーデンの植物学者、1775~76滞在)『江戸参府随記』

「首府江戸の幕府へオランダ商館長に従つて商館付医師として参上」

④ゴローニン(ロシア海軍少佐、1811~13滞在)『日本俘虜実記』「奉行は首都(江戸)から命令書を受けて」

⑤フィッセル(オランダ商館員、1820~22滞在)『日本風俗備考』(東洋文庫)「すべての距離を計る基点は、首都江戸の中央にある日本橋すなわち『日本の橋』である」

⑥フィリップ・フランツ・フォン・シーボルト(オランダ商館付ドイツ人医師、1823~29滞在)『シーボルト江戸参府紀行』(小宮山書店)「(京都は)古き国都なり」「江戸は日本の総首府・政治府たるゆえ」

⑦アリクサンダー・フォン・シーボルト(フィリップの子、1858~62滞在)『ジーボル

ト最後の日本旅行』(東洋文庫)「政治の府であった將軍の居住地江戸」「西欧の学問を首都に移入する」

- ⑧ローレンス・オリファント (イギリス特派使節随員、1858来日)『エルギン卿遣日使節録』「(江戸) 王国の首都であるこの町が野蛮の状態に置かれていると想像されることが、ほとんど信じられないくらいだった」
- ⑨M・ド・モージュ (フランス使節随員、1858来日)『フランス人の幕末維新』(有隣堂)「午後の三時、首都のある江戸湾の奥から四マイルのところに碇泊する」
- ⑩ペリー (アメリカ東インド艦隊司令官、1853、54来日)『ペリリ提督日本遠征記』(岩波文庫)「品川附近には首府へ集まってくる小舟が何時も投錨してゐる」
- ⑪アレクセイ・ウラヂミールヴィチ・ヴィシエスラフツォフ (ロシア艦隊同行軍医、1859来日)『ロシア艦隊幕末来訪記』(新人物往来社)「(江戸は) 領国中最大の都市、日本の首府」
- ⑫ロバート・フォーチュン (イギリス人植物採集者1860、61来日)『幕末日本探訪記』(講談社学術文庫)「日本の首都江戸の郊外には、商売用の植物を栽培している」
- ⑬ハインリッヒ・シュリーマン (ドイツ人、1865来日)『シュリーマン旅行記・清国・日本』(講談社学術文庫)「1858年に調印された通商条約によれば、すでに1862年には外国との交易がこの首都(江戸)で始まっているはずだった」

#### 4. 幕末の首都外交

- ①安政元年 (1854) 日米和親条約、安政5年日米修好通商条約
- ②各国公使館の設置－アメリカ (江戸麻布善福寺)、イギリス (上高輪東禅寺)、フランス (三田台町濟海寺)、オランダ (芝西応寺)、ロシア (芝天徳寺)、プロシア (増上寺赤羽門外)、スイス (芝長応寺)
- ③万延元年 (1860) 尊攘激派によるアメリカ公使館通訳官ヒュースケン殺害  
文久元年 (1861) 尊攘激派による東禅寺イギリス公使館焼き討ち

#### 5. 幕末期の軍事化

- ①嘉永6年 (1853) 6月ペリー来日、嘉永7年 (安政元) 正月ペリー再来日、3月和親条約締結→幕府は西洋式軍事技術を導入、大規模な軍制改革を断行
- ②首都江戸の防衛－軍事施設の設置
  - a 嘉永6年8月江戸湾防備のため品川沖 (港区) に砲台場「台場」建設を開始  
→当初12か所予定、財政上の理由から1年後の第6台場まで中止
  - b 嘉永6年8月湯島の馬場 (文京区) に鑄砲場を設置、西洋大筒鑄造を開始
  - c 嘉永6年11月水戸藩に軍艦建造を命じ、同藩は翌7年石川島 (中央区) 製造場を設置
  - d 嘉永6年12月豊島郡角筈村 (新宿区) に調練場を設置
  - e 元治元年 (1864) 滝野川 (北区) に反射炉計画、佃島 (中央区) に砲台築造

→江戸周辺鷹場制度を利用＝角筈調練場の旗本訓練のさい鷹野役所の指揮のもと「領」を単位に焚き出し人足など夫役を課し、新たに設置した兵糧方役所の指揮・鷹場触次役の差配により領単位の非常兵糧掛り人足を賦課

## 6. 軍事強化の被害と住民運動

①江戸近郊各地で水車を利用した火薬製造を命ずる→米や麦などを挽いていた水車番の者が不慣れな火薬製造をしたために爆発事故が続出

- a 安政元年（1854）3月5日板橋宿（板橋区）原の農民太右衛門の水車が爆発→付近の農家を延焼し死傷者多数
- b 同年4月6日牛込矢来下（新宿区）若狭国小浜藩下屋敷の水車が爆発
- c 同年4月12日荏原郡小山こやま村（品川区）農民庄兵衛の水車場で爆発→水車小屋吹き飛び死者3名
- d 同年6月11日淀橋（新宿区）の水車場では付近の農民が不安に思い、水車の移転を町奉行所に出願したが、その最中に爆発
- e 同年12月、多摩郡小川村(小平市)は松平容保に火薬製法所とされ火薬製造を開始したが、翌2年10月爆発事故により製造中止(小平市史編さん委員会編『小平市史・近世編』小平市発行、2012年、p.476)

②施設拡大反対運動

- a 慶応3年（1867）8月フランス軍事教官の意見に基づき、幕府は駒場野演習場（目黒区）の拡大を企図するが百姓一揆により挫折
  - b 同年11月徳丸ヶ原演習場（板橋区）の拡大計画も百姓一揆にあい中止に
- 幕末期、首都防衛のため軍事施設強化が首都圏住民の生活を脅かすことに

## 7. 軍事・教育施設の整備

①陸海軍の教育施設が整備＝幕府は軍事改革と関連して施設を整備

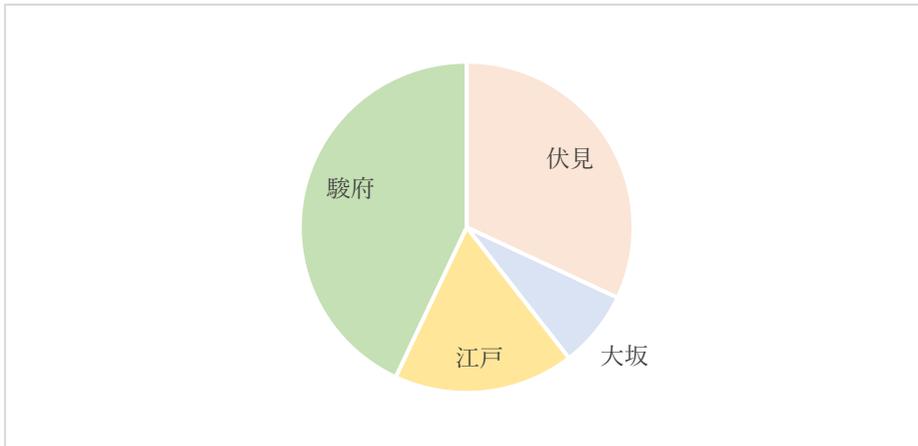
- a 安政3年（1856）4月幕臣調練所として講武所築地鉄砲洲（中央区）に開設
- b 安政4年（1857）4月講武所内に軍艦教授所（のち軍艦操練所）を開設
- c 安政5年（1858）正月越中島（江東区）に講武所銃隊調練所を開設
- d 講武所が神田小川町（千代田区）に移転、慶応2年（1866）11月陸軍所と改称し砲術訓練場に

②教育施設の整備

- a 安政2年（1855）正月勘定奉行の川路聖謨としあきは、蘭書の翻訳機関の蕃書和解御用を独立させ、九段坂下（千代田区）に洋学所を開き、西洋の軍事書や砲術書などの洋書の翻訳と洋学教育を実施
- b 同年3月8日洋学所は蕃書調所ばんしょしらべしと改称し神田小川町に移り、洋学研究と外交文書の翻訳を担当、文久2年（1862）には洋書調所と改称し一橋門外に移転、翌3年

機構を拡充し開成所と改称、明治元年（1868）に開成学校、のち東京大学へ  
 ⇒江戸時代を通じて、江戸は首都として認識され、首都機能を蓄積・強化  
 ▽大石学『首都江戸の誕生－大江戸はいかにして造られたのか－』

### Ⅲ 「駿府首都論」



徳川家康所在地期間割合

#### 1. 徳川家康「大御所」時代

- ①慶長 10.4.16「この日御父君も伏見より二条の城にわたり給ふ、けふより御父君はを大御所と称し奉る」(『徳川実紀』①384)
- ②慶長 11.9.23「江戸城殿閣落成により、御所本城にうつらせ給ふ、諸大名酒樽を献じ賀し、奉る、これあらかじめ大御所は伏見にましませば、御所には江戸の本城にうつりすませ給ふべしと、仰進らせられし故とす」(『徳川実紀』①417)
- ③慶長 11.10.6「大御所(伏見より)駿府につかせ給ひ、駿城経費の地を沙汰し給ふ、この地より南にあたり、河野辺といへる地まで恢弘せられ、明年構造あるべしと仰出さる」(『徳川実紀』①418)
- ④慶長 11.「又大御所忍へ御狩にならせ給ひしとき、榊原七郎右衛門清政は、館林に病を養て閑居せしに御使あり、病もし快ば忍までいで、拜謁すべしと仰くだされしかば、参りて見参す、然るに駿州久能は要害の地なれば、汝まかりてこれを守るべしと仰付らる」(『徳川実紀』①420)
- ⑤慶長 11.内藤信成「大御所駿府を御座所と定めらるゝによつて、その四月三日近江の長浜に移され、近江、美濃、飛騨三か国の役夫もて、城きづかしてたまはり、此日(慶長17.7.23)六十八歳にて終りしなり」(『徳川実紀』①592)
- ⑥慶長 12.正.25「大御所江戸の城を御所にゆづらせ給ひ、いよ／＼菟裘(ときゅう)(隠棲地)を駿府にさだめ給ふべしと仰出され、駿府の城郭を広め、諸士の宅地を分布し給ふべしとて、その経営を越前、美濃、尾張、三河、遠江の諸大名に課せて人夫を出さしめらる…

…去年よりして中納言秀康卿、老臣本多伊豆守富正をして、駿城修築の事にあづかしめらる、富正ある日富士山中に分り材木を伐りとり、正月にいたり沼津までいで、その功を遂てかへり謁し奉る、大御所御感を蒙り、左文字の御刀を賜ふ」(『徳川実紀』①424)

⑦慶長 12.3.25「駿城修築の為、畿内、丹波、備中、近江、伊勢、美濃十か国の人夫を召る、五百石に三人の制なり、一説に五百人に一人といふ、この人夫を伏見にのぼり、かしこより駿城に送る所の什器長持以下を運送せしむ、去年江戸の城垣修築にあづかりし人々并に近習の輩はこれを除かる、また故薩摩守忠吉卿よりおなじ修築のため、駿府へ参らせられし家士等は帰国をゆるさる」(『徳川実紀』①430)

⑧慶長 12.3.「また伏見城中儲蓄ある所の財貨、器物、布帛、筵席の類までことごとく駿府へ運送せしめらる」(『徳川実紀』①430)

⑨慶長 12.4.1「江戸城経営はじめあり、関東八州、安房、信濃、奥羽の諸大名これを課せらる」(『徳川実紀』①424)

⑩慶長 12.④.2「このころ伏見より駿河へ金銀五百五十駄を運送す」(『徳川実紀』①432)

⑪慶長 12.④.19「伏見城より金銀八十駄を駿府へ下さる」(『徳川実紀』①433)

⑫慶長 12.④.29「伏見町奉行長田喜兵衛吉正、芝山小兵衛正親、淀川船奉行は小笠原越中広朝なり、定勝はこの仰を蒙りて後、駿府に参り謝し奉りし時、大御所近くめし、伏見は天下の要枢たれば、我居城とすべしといへども、思召むねあるをもて駿府にうつらせ給ひぬ、そがゆへに伏見城には普第旧好の士数輩をこめ置、武具兵糧もあまた儲蓄せらる、もし事あらんととき汝に委任すれば、怠らず守護すべしとさとし給ひしとぞ、このとき御服と鎧及び朱の采幣、青貝柄の鎗二本、十文字の鎗を拜賜し、伏見近郷にて鷹場をたまふ」(『徳川実紀』①435)

⑬慶長 12.5.2「久能の城代榊原七郎右衛門清政卒しければ、その子内記照久に家つがせられ、父の原職を命ぜらる、此清政は七郎右衛門長政が長子にて、弟は式部大輔康政なり、清政そのはじめ岡崎の三郎君に附られしが、三郎君御事有し後は、世をうき事に思ひしにや病をとなへ、弟康政が所領上州館林に閑居すること二十余年なりしが、慶長十一年に至り、駿府久能は要害の地なれば、これを守るべしとの命を蒙り、廩米五千石をたまひ、今年二月よりかしこにうつり、けふ六十二歳にてうせぬるなり」(『徳川実紀』①435)

⑭慶長 12.7.3「駿府城落成せしかば、大御所移らせたまふ、此時大御所は御齡六十六にわたらせ給ふ、江戸よりは酒井右兵衛大夫忠世を御使として御移徙を賀せらる、諸大名各賀儀を献ず、忠世も太刀馬代蠟燭五百挺献ず、忠世仰せにより雅楽頭と改む」(『徳川実紀』①441)

⑮慶長 12.7.9「大坂の右大臣秀頼公より大御所御移徙を賀して、来国光の刀、金十枚さげらる、其奏者と遠山民部少輔利景なり、越前少将忠直朝臣よりも、使もて国安の脇差、銀二百枚綿五百把献ぜらる」(『徳川実紀』①441)

⑯慶長 12.8.18「駿城御移徙を賀せられて、禁廷より御太刀、馬代金二枚、綸子十卷、親王より御太刀、馬代金一枚を進らせらる、伝奏広橋大納言兼勝卿、勧修寺中納言光豊卿小袖

二づゝ奉らる、江戸御所よりは御太刀、馬代銀千枚、拾三十、帷子十、単物十進らせらる、上総介忠輝朝臣より助重の太刀、馬代銀百枚、かなひき二百把、越後布百疋さゝげらる、藤堂和泉守高虎は銀百枚、本多佐渡守正信金三枚、大久保相模守忠隣、酒井雅楽頭忠世、土井大炊頭利勝蠟燭五百挺づゝ献ず、其外諸国の大名より賀儀の献納若干にして、枚挙にいとまあらず」(『徳川実紀』①443)

⑰慶長 12.10.14「大御所駿府より金三万枚、銀一万三千貫目もたらせ給ひ進らせらる、世に伝ふる所、大御所江戸より駿城へかへらせ給ふとき、金十五万枚を御所にゆづらせ給ひ、其後猶又金をあまた進らせ給ひ、天下に主たる身にては、非常の変ある時下民をし給はん時の料たるべし、敢て私の用に費し給ふべからずと仰られしといふは、此時の事にや」(『徳川実紀』①443)

⑱慶長 12.12.24「大御所本多上野介正純がもとへうつりたまふ、これより日々城中焼跡を見巡り給ひ、焼し金銀其外亀局の貯金千五百枚、万局五百枚、かぢの局三十枚、阿茶局三百枚焼たるをばみな取あつめ、奉行らに命ぜられ久能山につかはし、榊原内記照久にあづけしめらる、これ後に改鑄せしめられん為とぞ」(『徳川実紀』①449)

⑲慶長 13.8.25「又駿府阿部川町を娼婦街として分賦せらる、土人の請によりてなり」(『徳川実紀』①466)

⑳慶長 13.8.「大御所丹波国は山陰道の要衝たるをもて、八上の故城ならびに篠山の地図を御熟覧ありて、藤堂和泉守高虎、松平半次郎重則、玉虫対馬守繁茂、石川八左衛門重次、内藤金左衛門忠清等に命ぜられ、池田宰相輝政、有馬玄蕃頭豊氏はじめ、丹後、丹波、播磨、美作、備前、備中、安芸及び南海道の人夫をめして、篠山に新城を築かしめられ、山上に井をほらしめらる、皆巖石を鑿ちしかば、二年をへて漸く成功したりとぞ、このことにより安藤次右衛門正次監使としてまかる、又西国の諸大名駿府にまいり、御移徙を賀するもの多し」(『徳川実紀』①467)

㉑慶長 13.9.「此月駿府御移徙を賀してまかりたる諸大名、皆いとまたまはり江戸へ参りて賀し奉る……浅野弾正少弼長政、生駒讃岐守一正家族を江戸にうつす」(『徳川実紀』①470)

㉒慶長 14.2.19「本多上野介正純、大御所の御使として江戸に参る、これは常陸介頼宣朝臣に駿遠三のうちにて、諸領進らせらるべしとの御旨とぞ聞えし、又そのついでに上方大名の質子等、怠らず査検を加へたまふべしとの御旨をも伝へ聞えあげしとぞ」(『徳川実紀』①480)⇒駿府から江戸への指示

㉓慶長 14.9.16「又丹波国篠山城落成して、其奉行せし使番内藤金左衛門忠清拜謁す、これ去年 4 月より経営し、二年を経て落成する所なり、大御所其構造のさま巖重堅固に過て遅緩せし事、御気色にかなはず、本多上野介正純、大久保石見守長安等これに座して、御けしきを蒙る」(『徳川実紀』①493)

㉔慶長 14.11.16「この日駿城にては尾州清洲城を名古屋に引移し、営築すべしと仰出さんがため、先牧助右衛門長勝をして、其地を検点せしめらる」(『徳川実紀』①500)

㉕慶長 14.「竹腰小伝次正信には大御所御手づから持筒三挺下され、旅中もたらしむべしと

仰せを蒙る、又天守に大久保相模守忠隣をめし、養女を嫁し正信を賀として、ゆくゆく周旋すべしとの面命を蒙る」(『徳川実紀』①505)

②⑥慶長 15.②.13「大御所第五の御女市姫君は、松平陸奥守政宗の二子総次郎へ降嫁の事兼て定められしに、けふにはかなる事にてうせ給ふ、わづかに三歳、御生母おかちの局悲歎はさることにて、政宗がなげき大方ならず、やがて駿府城下の華陽院にをくり参らせ、一照院と追諡す」(『徳川実紀』①511)

②⑦慶長 15.7.6「この日土井大炊頭利勝、青山伯耆守忠俊を駿府に御使せられ政務を議し給ふ」(『徳川実紀』①523)

②⑧慶長 15.8.3「土井大炊頭利勝を駿府につかはされ、政務の得失を議したてまふ」(『徳川実紀』①525)

②⑨慶長 15.9.29「土井大炊頭利勝江戸より御使して駿府にいたる、今より後上方代官所の賦税を査検し、江戸に納めしむべしよし、大御所より仰出さる」(『徳川実紀』①531)

③⑩慶長 16.8.1「此日より先駿府に吏官を置れ、日々大小の事を注記せしむらる」(『徳川実紀』①558)

③⑪慶長 16.8.2「駿府にて藤堂和泉守高虎の邸に、尾張宰相義直卿、遠江宰相頼宣卿、水戸少将頼房朝臣をむかへて嵜飯を行ふ、猿楽五番あり、水無瀬中将親具入道一斎、鈴木久右衛門直豊常に此技に耽るをもてけふも仕ふまつる、次に勇武の壮士を集め相撲五番、次に高虎が近侍の兒童卅余人、綿繡をよそひ金銀を飾りて風流踊を催す、本多上野介正純、成瀬隼人正正成、永井右近大夫直勝、村越茂助直吉、松平右衛門大夫正綱及後藤庄三郎光次まねかれて此宴にあづかる、此事ども大御所後に聞召て、御気色殊にうるはしかりしとぞ」(『徳川実紀』①531)⇒豊臣系有力大名屋敷のサロン化

③⑫慶長 16.9.3「佐久間河内守政実尾州名古屋より駿府に帰悦し、城郭の指図を御覧に備ふ」(『徳川実紀』①559)

③⑬慶長 16.11.30「松平陸奥守政宗駿府に参謁し新鱈を献ず、また先月廿八日其封内風濤の害にかゝり、海岸の村民多く溺死せしよし聞えあぐ、又南都、津軽辺も、おなじく風濤の変ありしとなり」(『徳川実紀』①569)

③⑭慶長 16.12.7「この日安藤対馬守重信江戸より参りければ、明年江戸に於て水路疏鑿し、運漕の使を得せしむべし、其役夫は中国九州の諸大名より駄さしむべしと命ぜらる」(『徳川実紀』①570) / 2.16「安藤対馬守重信、駿城にて江戸水利疏鑿の図を御覧に備ふ」(『徳川実紀』①577)

③⑮慶長 16.12.27「対馬より柳川豊前守智永、韓産の人参以下薬種を駿府に献ず」(『徳川実紀』①570)

③⑯慶長 16.「今年諸国豊穰す、又大御所の仰として、今年より諸国賦税悉く江城に納めしめられ、美濃、伊勢両州并近江国十三万石をもて駿府の厨料とし、駿河、遠江、尾張の三州は、宰相義直卿、宰相頼宣卿の厨料と定めらる」(『徳川実紀』①573)

③⑰慶長 17.正.14「吉良につかせられる、城主本多縫殿助康俊に銀百枚下さる、この地鳥多き

故、数日とまり狩し給ふべしと仰出さる、本多美濃守忠政、松平下総守忠明、水野日向守勝成、菅沼左近定芳もこゝに参り拝謁す、藤堂和泉守高虎も肥後の国政を沙汰し終り、帰り来てこゝに拝謁し、肥後の国図をさしげ御覧に備へければ、江戸に参り其よし聞へ上べしと仰下さる、よて高虎は翌朝江戸に赴く」(①575)

- ③⑧慶長 17.2.12「駿城にてはこの日日野亞相入道唯心并に円光寺、金地院兩僧を前殿に召て御物語どもあり」(『徳川実紀』①577)
- ③⑦慶長 17.2.22「京職板倉伊賀守勝重を召て、大内并院中宝物ども年比散逸せし事若干なり、其中にたま／＼江戸駿府に伝へしは、こたびこと／＼にかへし進らせたまふべき旨仰出さる」(『徳川実紀』①577)⇒朝廷宝物返還
- ③⑧慶長 17.2.26「この日本多上野介正純、板倉伊賀守勝重を召て、明の月には江戸の御所をむかへ給ひ、万機のこと議せらるべき旨仰出さる」(『徳川実紀』①578)
- ③⑨慶長 17.3.15「駿城にては山門竹林坊賢盛多武峰学頭を命じらる」(『徳川実紀』①579)
- ④⑩慶長 17.3.26「また大御所より松平下総守忠明に佛郎機十二、大銃十二、小銃三百、其他甲冑、弓鎗数百たまふ」(『徳川実紀』①581)
- ④①慶長 17.4.2「加藤肥後守忠広家をつぎて後、始めて駿府に参勤し、金百枚、時服十領、帷子十領献ず」(『徳川実紀』①582)
- ④②慶長 17.4.2「兩御所御対面あり、傍人をさけしめ御密話数刻に及ぶ」(『徳川実紀』①582)
- ④③慶長 17.4.10「今川上総介氏真入道宗閻京より駿城え参勤し、昔物語など聞え上る」(『徳川実紀』①582)
- ④④慶長 17.5.13「有馬修理大夫晴信甲斐の配所にありて、憂悶にたへず自殺したるよし注進あり、よて板倉周防守重宗もて検使に遣はさる」(『徳川実紀』①585)
- ④⑤慶長 17.7.26「武州忍の代官を駿府にめし、関東今年豊凶のさまをとほしめられ、また伊豆三島の代官をめして、先年八丈島より貢せし桑板のこゝとほしめちまふ」(『徳川実紀』①592)、7.27「忍代官貢米税金を納む」(①592)
- ④⑥慶長 17.7「安藤対馬守重信駿府にありて、諸国賦税の会計を沙汰す」(『徳川実紀』①592)
- ④⑦慶長 17.8.13「此日古田織部正重然駿府に参り謁す」(『徳川実紀』①596)
- ④⑧慶長 17.8.20「日野亞相入道唯心、山名入道禅高、藤堂和泉守高虎、三好因幡守一任、本田若狭守某、池田備後守重信を駿城にめして、饗膳ならびに御茶を給ふ」(『徳川実紀』①596)

#### 【儀式・儀礼】

- ①慶長 15.正.1「江城歳首の朝会例のごとし、駿城慶会又同じ、江府より大久保加賀守常忠歳首の御使として賀し奉る」(『徳川実紀』①507)
- ②慶長 16.12.1「駿府にては此日大御所府中のあたり狩し給ひけるに、刈田の面に水多くたゝえ置しかば、其地の里正等十余人めして獄舎につながしむ、これ刈納せし後は、田間の水を引去べきよし、兼て命ぜられしを違犯せしゆへとぞ」『徳川実紀』(①569)
- ③慶長 17.正.1「歳首の超過異例の如し、駿城に手は江戸仍の御名代本多出雲守忠朝、若君

御名代神尾威兵衛守世拜謁し、次に越前少将忠直朝臣名代林左近大夫某、越後少将忠輝朝臣名代松平大隅守重勝拜謁す、次に在駿の諸大名はじめ諸士拜賀し奉る」(『徳川実紀』①575)、正.3「加賀、米沢、長門の三黄門はじめ、在国の諸侯賀使駿城に参り、金銀献る者若干なり」(①575)、正.4「土井大炊頭利勝駿城に御使す、よてみづからの賀をも聞え上奉りければ、金千両たまはる」(①575)、正.6「諸国の寺社駿城にのぼりて歳首を賀す、はてゝ遠州周知郡久野村の可睡齋宗珊を召し、其徒弟三十四人をもて、曹洞宗の論議を聞召る、金地院崇伝、円光寺閑室侍座す、宗珊に被物銀をたまふ、徒弟には青銅一万疋かづけらる」(①575)

- ④慶長 17.5.4「神尾五兵衛守世を駿城に御使せられ、端午の賀とて時服五領進せらる、諸大名もおなじく献ず」(『徳川実紀』①585)／17.5.5「端午の賀例にかはらず、駿府もおなじ、日野大納言入道唯心、水無瀬宰相入道一斎、土御門陰陽頭久脩拜謁す、飛鳥井中納言雅康卿、冷泉三位為満卿、舟橋式部少輔秀賢も、駿府に参向ありて拜謁す」(①585)
- ⑤慶長 17.7.15「当賀例のごとし、駿府も同じ」(『徳川実紀』①592)、7.28「当賀例のごとし、駿府も同じ」(①592)
- ⑥慶長 17.8.1「当賀例のごとし、駿城も同じ」(『徳川実紀』①593)
- ⑦慶長 17.8.15「拜賀例のごとし、駿城もまたおなじ」(『徳川実紀』①596)
- ⑧慶長 17.9.9「重陽例の如し、駿城もおなじ」(『徳川実紀』①597)
- ⑨慶長 18.3.1「桃節近により外殿に出たまはず、駿城も同じ」(『徳川実紀』①617)／3.3「上巳の拜賀例のごとし、駿城もおなじ」(『徳川実紀』①617)

#### 【参考・大名分類】

- ①慶長 16.3.「京にては大御所内裏造營の御沙汰有て、諸大名封地の高に応じ、その功を分賦命ぜらる」(『徳川実紀』①547)⇒内裏造營を梃子とする石高による全大名の編成
- a 尾張義直、遠江頼宣、越後忠輝、越前忠直、加賀利長・子利常、池田輝政・子利隆、三子忠雄、福島正則。細川忠興、京極忠高、森忠政、松平(毛利)秀就、加藤清正、浅野幸長、黒田長政、堀尾忠晴、田中忠政、鍋島勝茂。加藤嘉明、蜂須賀至鎮、松平(山内)忠義、有馬豊氏、生駒正俊、富田知勝、藤堂高虎、本多忠政、井伊直勝、上杉景勝。松平(伊達)政宗、松平(蒲生)秀行、松平(奥平)忠政、佐竹義宣、南部利直、最上義光、松平定勝、稲葉典通、寺沢広高、島津忠興。木下延俊、竹中重利、毛利高政、小出吉英、山崎家盛、久留島長親、松平忠明、一柳直盛、古田重治、稲葉大膳某?。稲葉方通、九鬼守隆、菅沼定芳、土方雄高?、織田信重、山岡景以、本多若狭守某?、徳永昌重、遠藤慶隆、西尾光教。津田河内守某?、竹中重門、宮城豊盛、日根野高継、大野氏治?、村瀬重治、石川忠総、朽木元綱、子宣綱。三浦義勝、戸田氏鉄、福島高晴、福島正之、桑山元晴、桑山貞晴、松倉重政、平野長泰、伊藤治明?、赤井忠泰。佐久間実勝、森可澄、三好長直、三好可正、高山盛総、古田重然、谷衛友、藤懸永勝、川勝広綱、別所吉治。松平(松井)康重、岡部長盛、佐々長成、桑山一直、水野勝成、本多康紀、本多康俊、松平忠清、戸田尊次、松平忠利、松平定行、酒井出羽守某?、

杉原長房、小出吉政、小出三尹、浅野長晟、長谷川守知、池田恒元？、能勢頼次、森可政。三好一任、三好房一、猪子一時、蒔田広定、戸川達安？、花房正成、小堀政一、小堀越前守某？、脇坂安治、竹中重義。池田長吉、亀井茲矩、加藤貞泰、関一政、市橋長政、高橋元種、中川秀成、秋月種長、伊東祐慶、大村喜前。相良長每？、五島玄雅、松浦鎮信、金森可重、有馬晴信、仙石秀久、石川康長、津軽信枚、里見忠義、佐野信吉。秋田実季、日根野吉時(明) ⇒152人

b <<駿府在勤のともがら>> 本多正純、安藤直次、成瀬正成、松平勝政、松平重長、松平正綱、松平康安、松平信直？、松平信直？、松平家乗。西尾忠永、永井直勝、城昌茂、内藤信正、高力長次、三井吉正、遠山利景、榊原伊豆守某？、水野元綱、由良貞繁。堀丹後守直寄、三淵光行、秋元泰朝、近藤政成、伊奈忠政、田上左京進某？ ⇒26人

c <<江府に在勤のともがら>> 本多正信、大久保忠隣・三子教隆・四子幸信、本多忠朝、榊原康勝、松平重忠、酒井忠世、内藤政長、高力忠房。脇坂安信、新庄直頼・子直定、井伊直孝、水野忠清、青山忠成・子忠俊、内藤清次、阿部正次、山口重政。渡辺茂、高木正次、水野忠元、森川重俊、板倉重宗、日下部正冬、津田丹後守某？、古田左近某？、西尾吉定、山口重信。永井尚政、菅沼定官、鳥居忠頼、堀利重、堀直重、土井利勝、牧野信成、安藤重信、柴田康長、山口直友 ⇒40人

d <<大坂に仕ふる輩>> 羽柴(毛利)秀教、織田信重、片桐且元、片桐貞隆、大野治長、伊東長実、速水守之、青木一重、野々村雅春、中島氏種。津川親行、生駒正純、堀田勝嘉、木村重成、村井右近大夫某、杉原掃部助某？、佐々内記某？、吉田玄蕃頭某、南條忠成、饗庭備後守某。山中主水正某？、神保出羽守某、関河式部少輔某？、石川康勝、丹羽長正？、赤座永成、別所信範、湯浅右近大夫某、大岡雅楽助某？、津田監物某。丹羽勘解由某、山口左馬助某、薄田田兼相、大野治房、土橋右近将監某？、太田和泉守某、石河貞政、細川隆之、郡良邦、祝丹波守某。安威撰津守某、伏屋飛驒守某、渡邊守勝？、水原石見守某（『徳川実紀』①547～548） ⇒44人

徳川家門 徳川譜代家臣 豊臣系徳川家臣 豊臣家臣 ？不明 (矢野龍之介作成協力)

## おわりに

- ①現代の私たちの国家・社会に連なるさまざまな要素の成立・発展の過程として江戸時代を見る視角・方法＝日本型社会・文化・システムの形成過程⇒理解不可能（近代と断絶的）な江戸時代像から理解可能（近代と連続的）江戸時代像へ＝日本型社会の形成－幕末維新期の「西欧の衝撃 western impact」に先行する自律的な国家・社会の形成過程として近世国家・社会を描く
- ②近世国家の成立期、「首都江戸」はいきなり完全な形で成立したわけではなく、駿府の「首都機能の分有」「首都機能の補完」を必要とした